

税務かわら版

Vol. 9 平成20年秋号



税理士 村野憲一事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-22-12

藤和銀座一丁目ビル8階

TEL 03-3561-3824

<http://www.murano-tax.com>

担当 武田

初秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トピック「後期高齢者医療制度と社会保険料控除」

何かと話題の後期高齢者医療制度であるが、年金からの天引きとされていた社会保険料が、生計を一にする子供等の親族が納付することができるように制度改正が行われました。これに伴い、所得税の確定申告・年末調整における社会保険料控除についての留意点を解説する。

(1) 社会保険料控除

社会保険料控除とは、年末調整や確定申告で個人の所得税を計算する際、自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を納付した場合には、その納付した者がその納付した社会保険料を所得から控除できるものである。

(2) 後期高齢者医療制度による社会保険料控除

後期高齢者医療制度により天引きされる社会保険料について、社会保険料控除の対象は年金受給者本人のみとされ、本人以外が社会保険料控除を受けることができないとされています。さらに、この10月からは65～74歳が加入する国民健康保険料についても天引きの対象になろうとしています。

(3) 社会保険料控除の本人以外への適用

社会保険料控除の点から隠れた増税との指摘を受け、社会保険料の納付を年金からの天引きと口座振替の選択制とする法改正がされました。口座振替を選択することにより、生計を一にする年金受給者の親族からの口座振替により納付した社会保険料について、本人以外の親族も社会保険料控除の適用を受けることができます。

トピック「医療費控除の対象となるメタボ健診」

厚生労働省の調査では、40～74歳の男性の2人に1人、女性の5人に1人がメタボリックシンドロームの疑いがあるとのこと。このいわゆるメタボにより、心臓病や脳卒中を引き起こす危険性が著しく高まるとされている。このメタボ対策として、今年4月から生活習慣病予防のための新しい健診制度「特定健康診査・特定保健指導」が開始されており、一定の基準を満たす積極的支援を受けた場合には、その特定健診・特定保健指導にかかる自己負担額が医療費控除の対象となる税制改正が行われている。

< 参考 > 医療費控除の対象となる者の診断基準の数値

- ・ 血圧 収縮期血圧 140mmHg 以上 拡張期血圧 90mmHg 以上
- ・ 脂質 中性脂肪 150mg/dl以上 LDL コレステロール 140mg/dl以上 HDL コレステロール 40mg/dl未満
- ・ 血糖 空腹時血糖 126mg/dl以上 HbA1c6.5%以上